

7 官業スリム化

(1) 官業改革分野

【問題意識】

市場メカニズムは、効率的な資源配分を実現し、創造性の発揮や事業活動の改善などのインセンティブを提供するとともに、機会均等の原則を満たす極めて優れた仕組みである。このことから、財・サービスの供給は、市場における民の活動こそがその基本となる。しかしながら、市場メカニズムが、所得分配の公平性を保証するものではないこと、また、外部経済、独占、公共財、情報の非対称性などの「市場の失敗」が存在する場合には、資源配分の効率性も実現されないことから、これらのケースにおいては例外的に官が市場を補完し、一定の役割を担うことが期待される。ただし、官の関与が求められる場合にあっても、競争による淘汰を通じた規律付けや効率化のインセンティブが有効に機能しないことから、既得利権の擁護や活動領域の無原則な拡大といった「政府の失敗」が生じ得る可能性が常に存在する。このため、その活動領域を必要最小限にとどめ、市場メカニズムを最大限活用することが重要である。すなわち、仮に官が関与する場合にあっても、官が直接に当該財・サービスを供給する必然性はなく、官の適切な監理の下に、民を実施主体とすることを原則とするものである。これをもってしても、なお、適切な財・サービスの供給が不可能な場合に限り、初めて官による直接供給が正当化され得る。

以上のとおり、市場の失敗や所得再分配の必要性が存在しない場合、官はその業務から直ちに撤退すべきである。また、これらが存在する場合にあっても、官の関与の下に民を実施主体とすることを原則とし、官が直接供給すべき財・サービスは真に限定されるべきである。

経済社会環境が急速に変化し、財・サービスに対する消費者ニーズが多様化する中であって、市場メカニズムの下で競争にさらされている民間事業者が、時代に即応した多様な財・サービスの供給を迫られる一方で、国等が自ら財・サービスを提供してきた官業においては、競争制限的な環境の下で非効率な財・サービスの供給が温存され、また、官業の存在自体が民間における産業の発展を阻害する結果をもたらしてきた。こうした官業の廃止・縮小、民間開放を進めることは、

- (i) 社会環境が複雑化し、行政需要が変化・拡大する中で、官が、真に官が行うべき必然性のある業務に特化し、官民における資源の適正配分を達成することにより、行財政改革の実を享受することができる、
- (ii) 競争原理の導入を通じて民の知恵と努力が発揮されることにより、当該事業の

効率性・創造性が向上し、より多様で真に国民の求めるサービスの提供等が可能となる、

(iii) 以上の過程で、民間の新しい知恵により、新たなビジネスチャンスを創出し、需要と雇用の拡大等、経済の一層の活性化を図ることができる、との意義を有するものであり、官が市場機能の補完に徹し、市場の持つ利点を最大限発揮させることが求められる。

官業改革については、前身の規制改革・民間開放推進会議において、最重要課題の一つとして精力的な審議が行われてきたが、当会議においても、こうした取組を更に深化・加速すべく、独立行政法人を中心として、過去の答申等において提言を行い、政府において何らかの措置を講ずるとされた事項について、着実にフォローアップを行うことが重要である。既に措置が決められた事項であっても、それが確実かつ十分に実行されなければ、何ら意味を持つものとはならない。このため、規制改革のPDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルを重視し、既往の提言についてその措置状況を絶えず監視し、それらの早急な実施を促しつつ、足らざる部分については、更なる改革を提言することで、官業改革を徹底・深化させるものである。

① 独立行政法人等公法人の業務の廃止・縮小、民間開放

ア 独立行政法人都市再生機構

(ア) 組織・業務の在り方

【問題意識】

独立行政法人都市再生機構（以下アにおいて「機構」という。）は、16兆円を超える巨額な資産を保有する独立行政法人であり、当会議の前身たる規制改革・民間開放推進会議以来、民業圧迫等の観点から業務の必要性について精査するとともに、その資産・債務の圧縮について検討を行ってきたところであり、以下のような点について提言を行ってきた。

賃貸住宅事業に関しては、現在の戸数規模が過大であり、セーフティネットとしての役割を果たしていく上で問題が多く、機構本来の役割を果たすべきという観点から、公営住宅階層の居住者が大半を占めている物件の地方公共団体への譲渡などの検討、建替え事業の厳選や現行制度の抜本的な見直しとこれに伴う家賃減額の縮小の方向での見直し、建替え事業に伴う整備敷地（余剰地）についての資産圧縮、約77万戸の賃貸住宅の適正化に向けた削減目標の明確化、定期借家契約の幅広い導入、管理業務における業務効率化と管理コストの削減を図るべきである。

都市再生事業に関しては、当該事業における機構の役割が、大規模で長期間を要し地価や金利等の変動によるリスクが大きいこと、権利関係が輻輳し調整が難しいこと、採算性が低いことなどの要因から民間事業者では負担しきれない事業リスクを負担し、民間を都市再生に誘導することにあることにかんがみ、機構が事業を行うことができる基準の明確化、民間への売却の推進、事業総価値の最大化を図るべきである。

しかし、これらについての進捗は十分とは言えず、当会議としては、機構の組織の在り方について以下のとおり抜本的に見直すべきと考える。

a 賃貸住宅事業

公的主体が民間活動に介入するに当たっては、何らかの「市場の失敗」の存在が前提となるが、民間事業者においても現に供給が行われている賃貸住宅という財について、特段の「市場の失敗」が存在するとは想定しがたい。

機構が保有する賃貸住宅のストックは、団地数として約1,800、管理戸数

で約 77 万戸ある。それらは、昭和 30 年代に建築が開始され、43 万戸が昭和 40 年代から昭和 50 年代前半にかけて建築されており、建物の老朽化、5階建て建物にもかかわらずエレベーターが無い、時代に合わない間取り等の課題を抱えていると共に居住者の高齢化に伴う課題の指摘もある。こうした老朽化等によるストックの課題の他にも、都心における高額な賃貸物件の供給が民業を圧迫しているという指摘もある。

機構は、保有しているストックについて、建替えや内部のリニューアルにより、建物の老朽化、時代に合わない間取り等の課題への対応を図っているが、公的主体という枠組みの中での対応であり、エレベーターが無いといった課題の解決は図られておらず、民間が供給する賃貸住宅と比較して魅力的な住宅にはなっていない。

機構が有するすべての賃貸住宅事業について公的主体としての枠組みを維持しつつ、これらの課題を抱えたストックの再生を行うことには限界があり、民間の活力・創意工夫を活かしていく部分を相当程度組み込んでいくことが必要である。

したがって、賃貸住宅事業については可能な限り早期に官民役割分担を明確にしていく仕組みを構築し、民営化すべきものや引き続き官営で対応していくべきもの等、幾つかの業態を想定した将来像を提示していくべきである。民営化に際してストック再生のための一時的な資金が必要であったとしても、現在の独立行政法人の形態で継続的に公費を支出し続けるよりはトータルでの公費支出削減に寄与する。

民営化に際しては、その規模の大きさから事業の全てを同一の事業者委ねるのではなく、民間事業者がその活力・創意工夫を発揮しやすい手法として、例えば公募形式によって各賃貸住宅物件の特色や地域性を考慮して自らの力で運営できると判断した民間事業者が事業を実施することを検討すべきである。この場合において、機構の賃貸住宅事業の全てを民営化（全部民営化）するのではなく、民営可能な部分のみを機構から切り離して民営化（部分民営化）する手法が有力となる。

セーフティネット機能の維持が必要であるとしても、独立行政法人として独立採算性を求めて実施することには限界があり、地域における公営住宅の充実化、居住者への直接補助等の公費支出削減とセーフティネット機能の実効性のバランスを講じられる制度を検討すべきである。

b 都市再生事業

機構が行う都市再生事業の目的は、大規模で長時間を要し地価や金利等の

変動によるリスクが大きいこと、権利関係が輻輳し調整が困難であること、採算性が低いことなどの要因から民間事業者では負担しきれない事業リスクを負担し、民間を都市再生へ誘導することとされている。このため、機構は、産業構造の転換に伴う大規模な土地利用再編、都市における生活・交流・経済の拠点の形成、都市の防災性の向上と密集市街地の改善、民間賃貸住宅の供給支援等を通じた良好な住宅市街地の形成、既存賃貸ストックを活用した地域生活拠点の整備を行っている。

機構が国等からの補助を得て都市再生事業を行う理由としては、本事業に外部経済が存在するとともに、規模の経済の存在と大数の法則によるリスクの低減が望ましいとの考えによるものとみられる。

確かに都市基盤の整備においては、一般的に言って外部性の存在が認め得ると考えられるが、その場合においても、交渉費用や取引費用が大きい場合には、官の関与を必要とせず、民間の経済主体間の自主的な交渉により、外部性を内部化することが可能である。

このような観点から、機構の実施している事業についてみると、公的主体の関与を十分に正当化できる「市場の失敗」が存在するか否かについて、更に厳格な検証を行うべきである。具体的には、機構の保有する機能のうち、高い公共性を有するものとして、用地買収が困難な地域における土地収用権の発動がある。しかし、現在、機構がこうした公共的な機能を十分に活用している状況にはない。

したがって、機構としては、民間では実施が困難な事業について、本来、土地収用権や公用権利変換権の発動などを背景として、民間では行使しえない公的機能を十全に発揮して、「市場の失敗」を適切に是正していくことに独自の役割を発揮すべきである。

【具体的施策】

a 民間的な経営手法の活用推進【平成 22 年度措置】

機構の組織の在り方について幅広く検討するとともに民間的な経営手法の活用を積極的に推進すべきである。

b セーフティネット機能を踏まえた制度の検討【平成 22 年度措置】

賃貸住宅事業について、セーフティネット機能の維持が必要であるとしても、独立行政法人として独立採算性を求めて実施することには限界があり、地域における公営住宅との役割分担も含めて幅広く検討すべきである。

(イ) 都市再生機構における定期借家契約の幅広い導入

【問題意識】

閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)では、機構における定期借家契約の導入について、「既存賃貸住宅への新規入居者との賃貸借契約は、建替え予定の団地以外においても、定期借家契約を幅広く導入する」と決定している。普通借家契約と異なり、定期借家契約であれば期間満了時の家賃改定、退居の要請など柔軟に対応が可能であり、貸主である機構の整理合理化に向けても資する契約形態である。また、家賃改定等に伴う様々なトラブルで機構は裁判など法的措置を多数行っているが、こうしたトラブルについても、期間の定めのある定期借家契約であれば、多くの問題は解消し、紛争処理コストも大幅に下がる。管理コストの削減は住民の負担軽減にも資する。

このような効用を踏まえた閣議決定にも関わらず、機構の定期借家契約導入は遅々として進んでいない。機構は年間約7万戸の退居住戸が発生しているが、定期借家契約の導入実績は累計で約2,200戸である。今後のスケジュールについても、募集対象範囲について、「団地再生及び用途転換予定の団地」において平成20年度中に約70団地4万3千戸に拡大し、「一般団地」については平成20年～21年度に全国で30団地程度を選定し試行的導入を図り、平成22年度以降は試行的導入の結果について検証したうえで、定期借家契約の導入が適切と考えられる団地において、順次、拡大を図るとされている。

実務面の検証や消費者への周知徹底のため一定の試行期間を定めることや、消費者事情等で定期借家契約が締結できない住居が存在することは否定しない。しかしながら、閣議決定内容はあくまで定期借家契約を幅広く導入することである。「定期借家契約の導入が適切と考えられる団地」、「順次」等の注釈付で導入を求めているわけではない。閣議決定内容を素直に解釈すれば、特殊な事情が存在する住戸を除いても、既存賃貸住宅への新規入居者募集のうち、少なくとも半分以上は定期借家契約を締結すべきである。こうした対応が実現すれば、機構の管理運営適正化や整理合理化に一層の進捗をもたらす、国民利益の向上が望める。

国土交通省及び機構は、閣議決定内容を厳に遵守し、定期借家契約の一層の導入を図るべきである。

【具体的施策】

既存賃貸住宅への新規入居者との賃貸借契約は、建替え予定の団地以外においても、定期借家契約を幅広く導入すべきである。少なくとも平成 20 年度から 21 年度において、管理開始年代、立地、家賃帯等の面で代表例と見られる団地を試行的に選定して団地再生事業等を予定しているストックを含む機構の全賃貸住宅ストックの約 2 割の住宅を対象に、新規入居者募集については、すべて定期借家契約を締結すべきである。**【平成 21 年度措置】**

イ 独立行政法人雇用・能力開発機構

【問題意識】

独立行政法人雇用・能力開発機構（以下イにおいて「機構」という。）は、労働者の有する能力の有効な発揮等を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とした独立行政法人である。

機構については、前身の規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」（平成17年12月21日）及び当会議の「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月30日）において、「アビリティガーデン」の職業訓練事業及び「私のしごと館」の体験事業への市場化テストの導入や雇用促進住宅の速やかな処理について提言を行った。

当会議としては、機構の業務について、その要否を改めて見直すべきものが多いと考えており、主なものについて以下のとおり見解を示す。

（ア）「ポリテクセンター等」の見直しについて

機構は、「ポリテクセンター」、「職業能力開発大学校」、「職業能力開発短期大学校」（以下「ポリテクセンター等」という）において職業訓練業務を担っており、我が国の産業を活性化させるための人材を数多く輩出させることが期待されている。

しかし、「ポリテクセンター等」で実施している職業訓練は、必ずしも企業ニーズにマッチしたものになっていない、といった指摘や、グローバル化の進展や技術の急激な進歩等に伴い、企業を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、企業が必要とする人材に求められる能力も多様化・高度化している現状にある中、「ポリテクセンター等」で実施している職業訓練は、そうした環境変化に対応できていない、といった指摘もある。「ポリテクセンター等」で職業訓練を受けた者が企業等の就職先で有用な人材として認められてはじめて職業訓練の意義があるのであり、そのためには「ポリテクセンター等」では企業等のニーズを踏まえた職業訓練を行うことが求められる。また、機構の運営原資は企業等の支払う雇用保険料で賄われていることから、機構は企業等のニーズを踏まえた運営を行うことが求められる。

したがって、当会議としては、「ポリテクセンター等」について、企業等の声をストレートに反映できるガバナンスの仕組みを導入することにより、「ポリテクセンター等」で実施している職業訓練を企業ニーズにマッチさせ、我が

国の産業活性化に資するものとするべきと考える。

(イ)「雇用促進住宅」の見直しについて

雇用促進住宅については、当初の設置趣旨から大幅に歪曲されるとともに、制度の趣旨から疑問のある運用も多々あり、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において、「雇用促進住宅については、早期の廃止が決定されていることから、これを着実かつ円滑に推進するため、機構は、民間事業者の知見・ノウハウを活用し住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、住宅の売却を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての処理を完了する。」とされたことも踏まえ、可能な限り前倒しで売却を行うべきである。

ウ 独立行政法人住宅金融支援機構

【問題意識】

住宅金融支援機構は、前身の住宅金融公庫が行っていた直接融資業務のうち政策上重要で民間金融機関では対応が困難とされているものを除いて原則として廃止し、民間金融機関における長期・固定金利の住宅ローン融資を支援する証券化支援業務を柱としている。

国民が多様なライフプランに応じて持家を円滑に取得することのできる環境として、適切な住宅ローンが競争的な環境の下で安定的・効率的に供給されるためには、中小の金融機関を含む多様な主体が貸付原資を安定的かつ効率的に調達できるような市場の存在が重要である。

住宅金融は民間主体による供給が基本であるが、RMB S（Residential Mortgage-Backed Securities：住宅ローン担保証券）市場ではリスク分散による調達コストの低減という形で規模の経済が働くこと、我が国のRMB S市場が発展段階にあること等から、オープンで効率的、かつ厚みのあるRMB S市場が民間主体により安定的に運営されるようになるまでの間は、国が高い信用力を生かしつつ市場に関与することに一定の合理性が認められる。

したがって、機構は、当面は証券化支援業務により長期・固定のローンの安定的供給を支援し、RMB S市場育成の呼び水としての役割を果たす必要はあるが、その際、常に、様々な証券化に関わる民間プレイヤーを育成する視点を持ち、オリジネーターの金融機関が自ら証券化に取り組みやすく、また金融機関が的確なリスク評価や、適切なリスク負担に取り組むよう配慮した民業補完の姿勢が求められるべきと考える。

将来的には、市場規模が大きくなり、オリジネーターやサービサー、投資家といった民間プレイヤーが育ち、証券化のプールにおいて多数の法則が働くようになれば、民間プレイヤーによる独自のローンの証券化が容易となることから、国の関与の縮小が可能になると考えられる。国の関与の縮小は、金利変動や債務者の信用状況悪化によるリスクの集中を避けるという観点からも重要である。機構の運営においても、的確なリスク管理を行うとともに、透明性、効率性を確保していくことが重要であり、肥大化は厳に避けなければならない。中長期的には、思い切った業務範囲の絞り込みや民営化について検討していく必要がある。

【具体的施策】

住宅金融支援機構は、一般個人向け直接融資から撤退するなど民間金融機関の支援・補完に徹しているが、新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討すべきである。【平成 21 年中結論】

エ 森林総合研究所森林農地整備センター（旧独立行政法人緑資源機構）

【問題意識】

緑資源機構については、当会議による「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）の提言を受け、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において、平成20年中に、①水源林造成事業については、事業効果に関する知見の蓄積を図りつつ、その結果を踏まえ、費用便益分析を含む評価手法について見直しを検討すること、②緑資源幹線林道事業については、事業移管後の残区間に関する新規事業採択に当たっては、農林水産省において費用便益分析を含む厳格かつ客観的な評価基準を設定した上で、地方公共団体に十分な分析を求め、本基準を満たした事業のみ採択することで、徹底した事業の効率化を図ること、また、③透明性を確保する観点から、これらの評価基準、地方公共団体による分析結果、事業採択の結果等について、情報開示を徹底すること、が決定され、これらの閣議決定事項について当会議でフォローアップを実施した結果、以下の課題を認識した。

第一に、水源林造成事業における費用便益分析を含む評価手法の見直しに関する点である。農林水産省から、代替法に代わる効果算定手法として「CVM」、「ヘドニック法」等の適用可能性の検討に着手し、本年度に学識経験者により構成された検討委員会に、これらの手法の適用可能性の検討を委ねるとともに、適用可能性があると判断された手法について、試行調査の設計までを行う、との見解が示された。そもそも水源林造成事業は、土地に則して発生する便益が相当程度地価に帰属するという特徴を有していることを踏まえると、効果算定手法としては、「ヘドニック法」に力点を置いて検討を進めるべきと考えるが、農林水産省のこれまでの検討内容や今後の検討の方向性は、「ヘドニック法」のみに力点を置いて行うようになっていない。

したがって、水源林造成事業における費用便益分析を含む評価手法については、「ヘドニック法」に力点を置いて検討を進めるべきである。また、その検討状況については随時情報を公開すべきである。

第二に、緑資源幹線林道事業移管後の残区間に関する新規事業採択の際の評価項目の一つである費用便益分析について、主に代替法の手法が用いられている点である。当該事業は、奥地森林地域の骨格的な林道等を作るものであり、そこから発生する便益は、森林の価値、ひいては土地の価値に相当程度帰属するものとする。そうしたことを踏まえ、当該事業の評価手法については、「ヘドニック法」の適用も検討すべきである。また、上述の水源林造成事業における費用便益分析

を含む評価手法については、学識経験者による検討委員会で検討が行われることから、そこでの検討結果等も活用し、より厳格かつ客観的な評価基準とすべく、現行の評価基準について検討を行う必要がある。

したがって、当該事業に関する費用便益分析を含む厳格かつ客観的な評価基準の設定については、費用便益分析の内容について「ヘドニック法」に力点を置き、代替法以外のものも検討を行うべきである。また、その検討状況については随時情報を公開すべきである。

【具体的施策】

水源林造成事業の費用便益分析を含む評価手法については、「ヘドニック法」に力点を置いて検討を進めるべきである。また、その検討状況については随時情報を公開すべきである。**【平成 20 年度措置】**

緑資源幹線林道事業移管後の残区間に関する新規事業の採択に当たっての費用便益分析を含む厳格かつ客観的な評価基準の設定については、費用便益分析の内容について「ヘドニック法」に力点を置き、代替法以外のものも検討を行うべきである。また、その検討状況については随時情報を公開すべきである。**【平成 21 年度措置】**

オ 独立行政法人日本学生支援機構

【問題意識】

独立行政法人日本学生支援機構（以下オにおいて「機構」という。）は、旧日本育英会や旧財団法人日本国際教育協会などが統合され、教育の機会均等に寄与する学資の貸与や留学生の交流の推進等を目的とした事業を実施することを目的として、平成16年4月に設立された独立行政法人である。

機構が国の教育施策の一環として実施している奨学金貸与事業における、回収業務については、平成19年度における要回収額に係る回収率は79.2%、平成18年度の78.5%、平成17年度の78.2%に比して向上はしているが、引き続き回収率の更なる向上が必要である。回収率向上に向けた取組の一つとして、現在は、延滞1年以上の者を対象として法的措置を実施しているところ、平成21年度からは原則延滞9か月以上の者全員を対象とする、との方向性が文部科学省より示されているが、延滞者に対しては早期に法的措置を実施することが回収率向上に繋がると考えられると共に延滞者に対しては更に早期に法的措置を取ることが機構としての業務効率向上の観点からは望ましいと考える。

機構には、奨学生が保証料を財団法人日本国際教育支援協会に支払うことにより、卒業後機構への奨学金の返還が困難になった場合に、機構から債務者である奨学生に対する一定期間の督促後、機構からの請求に基づき、同協会が奨学生に代わって債務を保証する「機関保証制度」が存在する。同制度については、平成20年に財務省が実施した「財政融資資金融通先等実地監査」において、機構から債務者への督促が不十分であること等により同協会への請求要件を具備せず請求に至っていない代位弁済請求未了の債権が797件、債権額1,021百万円（平成20年2月現在、第一種学資金を含む。）の存在が確認された。同制度の加入率は、平成16年度9.1%、平成17年度17.3%、平成18年度28.9%、平成19年度35.1%と大幅に伸びてきており、奨学金貸与事業における同制度の役割は今後益々大きくなっていくものと考えられる。そのような中で、このような不適切な業務の実態が明らかになったことは憂慮すべき事態であり、「機関保証制度」において代位弁済請求が着実に実行されるよう早急に態勢を整備すべきである。

【具体的施策】

(ア) 奨学金延滞者に対する早期の法的措置の実施【平成 21 年度中検討・結論】

現在は、延滞 1 年以上の者を対象として法的措置を実施しているところ、平成 21 年度からは原則延滞 9 か月以上の者全員を対象とする、との方向性が文部科学省より示されているが、再三の督促に応じない延滞者に対しては、延滞 9 か月未満の者に対しても法的措置を実施すべく、具体的方策について検討し、結論を得るべきである。

(イ) 「機関保証制度」における代位弁済請求にかかる態勢の整備【平成 21 年度中措置】

「機関保証制度」については、平成 20 年に財務省が実施した「財政融資資金融通先等実地監査」において、機構から債務者への督促が不十分であること等により同協会への請求要件を具備せず請求に至っていない代位弁済請求未了の債権が 797 件、債権額 1,021 百万円（平成 20 年 2 月現在、第一種学資金を含む。）の存在が確認された。同制度の加入率は、大幅に伸びてきており、奨学金貸与事業における同制度の役割は今後益々大きくなっていくものと考えられる。

したがって、「機関保証制度」において代位弁済請求が着実に実行されるよう早急に態勢を整備すべきである。

カ 独立行政法人航海訓練所

【問題意識】

航海訓練所については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）や「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」等を踏まえ、帆船実習の義務付けが廃止され、社船を活用した訓練の複線化が容認される等、一定の前進は認められる。しかしながら、その一方で費用負担の問題等、抜本的改革に至っていない事項もあり、今後も、更なる改革を推進する必要がある。

現行の航海訓練所においては、国立の機関である商船系国立大学、商船高等専門学校及び海技教育機構を含む 16 校の学生に対し、5 隻の練習船を用い、一元的に訓練が実施されているが、その費用については、引き上げが行われたものの、ほぼ全額が国費により賄われており、委託者である教育機関は、学生 1 人につき月額 4,000 円を負担しているのみである。本来、航海訓練を通じての技能習得は、人的資本への投資であり、その利益は稼得能力として当該学生に還元されるものである。このことから、当該訓練にかかる費用については、教育機関からの委託料による負担を拡大するべきものであり、月額 4,000 円という現行の制度は、見直すべきである。

また、このように航海訓練に多額の国費が投入されている現状においては、日本人船員の確保という政策目標も踏まえつつ、航海訓練を必要とする者に対して必要な航海訓練を実施することを基本として徹底していくことが重要である。とりわけ、帆船実習については、その必要性について改めて検証し、学生の選択の余地を広げることを含め、その在り方について今後も検討していくことが必要と考えている。

【具体的施策】

(ア) 自己収入の拡大

航海訓練所における航海訓練費用については、訓練委託費の引き上げが行われたものの、引き続きほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の更なる見直しについて、委託機関との間で協議すべきである。

【平成 21 年度措置】

(イ) 帆船実習の在り方

商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習については、平成 20 年度において、帆船実習の義務付けが廃止されるとともに、帆船実習の時期・期間の見直しの措置が講じられたところである。

他方、社船実習の開始等新たな状況が生まれていることから、今般の見直しの成果や社船実習の実施状況を踏まえつつ、帆船実習の時期・期間について、今後とも必要に応じ、検討に努めるべきである。**【必要に応じ逐次実施】**

(ウ) 遠洋航海等を希望しない学生への措置

現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6か月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。

こうした学生が卒業に困難を来たすことのないよう、教育機関においては、転学科の弾力化等を平成 21 年度より行うなど、必要な教育上の対応が措置されるよう検討を進めるべきである。**【平成 20 年度結論、以降速やかに措置】**

(エ) 船隊構成の見直し

内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施すべきである。**【平成 23 年度までに措置】**

社船実習の活用の容認や帆船実習の義務付けの廃止等を踏まえ、練習船の充足率について検証を行うとともに、日本人船員の確保という政策目標も踏まえつつ、船隊構成の見直しを図っていくべきである。**【平成 21 年度以降逐次措置】**

② 既往の会議等の官業改革のフォローアップ

ア 防衛施設

【問題意識】

防衛施設の維持管理等については、民間のノウハウを活用することで非効率性を解消すべきとの観点から、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）において、公務員宿舎、広報施設及び厚生施設についてPFI事業による民間開放を推進する旨、次いで、PFI事業を含めた民間開放を着実かつ迅速に推進するため、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において、平成20年中に、防衛施設全体を対象とした民間開放の指針及び中長期的な計画を策定するとともに、民間開放を検討している施設ごとに行うべき作業とその期限を明確化した個別計画も具体化し、その実施を図る旨、決定したところである。

しかしながら、これまでPFI事業の締結に至ったものは、立川公務員宿舎と海上自衛隊呉史料館の2件のみであり、朝霞公務員宿舎においては、数次にわたり入札を実施するものの、いずれも不調となり、契約に達していない状況である。このように事業が進まない理由として、PFI手法活用の適否の判断や予算上の制約などがあると考えられるが、土地を除く防衛施設の資産額は約2兆5千億円と巨額なものであり、現下の厳しい財政状況にかんがみても、PFI事業を含めた民間開放を積極的に進めるべきである。

これにより限られた財源や人的資源などを真に防衛省が行うべき業務にシフトすることも可能となるはずである。

以上を踏まえ、防衛省においては、引き続きPFI事業を推進することが重要であるが、PFI事業に馴染まない施設等についても、その業務の全部若しくは一部において民間等へのアウトソーシングを図るなど、幅広い手法を駆使して民間開放を進めるべきである。

【具体的施策】

防衛施設については、P F I 事業を含めた民間開放を着実かつ迅速に推進するため、平成 20 年中に民間開放の指針及び中長期的な計画を策定し、施設ごとの個別計画を具体化の上、P F I 事業を着実かつ迅速に推進すべきである。

また、P F I 導入可能性調査等を経て、本事業に馴染まないものについても、その事業の全部若しくは一部において民間等へのアウトソーシングを図るべきである。これを積極的に推進するため、上記の民間開放の指針及び中長期的な計画の中にアウトソーシングの活用について盛り込むとともに、具体的な対象業務や実施時期についても施設ごとの個別計画において明示すべきである。【平成 21 年中計画策定、以降速やかに実施】

加えて、これらの情報を定期的に公開するとともに、進捗管理を徹底すべきである。【平成 21 年以降、継続的に実施】

イ 船員保険保養所

【問題意識】

船員保険保養所については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成19年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うよう努めると決定された。これを受けて、厚生労働省では、平成19年4月に船員保険法の一部改正案を含む、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）が成立した後、同年9月、船員保険福祉施設事業に係る検討のため、船員保険事業運営懇談会（以下、「懇談会」という。）の下に船員保険事業運営懇談会施設検討小委員会（以下、「小委員会」という。）を設置し、検討を開始した。しかしながら、平成19年度中に合理化計画は策定されず、平成20年8月、小委員会において合理化計画案について合意を得た後、同年11月、懇談会において合理化計画が取りまとめられた。

平成20年11月に取りまとめられた合理化計画においては、福祉センター（4か所）及び保養所（10施設）について、平成21年12月末までに現在10施設ある保養所を半分に削減することとされたところであるが、削減する保養所5施設の削減に係る基準並びに存続する保養所5施設及び福祉センター4か所に係る今後の収支改善見通しは明らかにされていない。保養所等14施設について、そのほとんどで採算が厳しい状況が続いている施設運営にかんがみ、削減となる施設を選定する際には、収支改善を主眼としたとして、宿泊利用状況、施設の老朽度、地域バランス（公平性）等の状況も考慮した基準及び存続する施設についての今後の収支改善見通しを明確にすべきである。

【具体的施策】

平成20年11月に取りまとめられた合理化計画においては、平成21年12月末までに現在10施設ある保養所を半分に削減することとされたところであるが、削減する5施設について、収支状況を始め、宿泊利用状況、施設の老朽度、地域バランス（公平性）等の状況も考慮した削減に係る基準を明確化し、着実に推進すべきである。**【平成20年度中措置】**

併せて、存続する保養所5施設及び福祉センター4か所に係る今後の収支改善見通しを明確化すべきである。**【平成21年度中措置】**

ウ 危険物保安技術協会

【問題意識】

市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所（以下「認定事業所」という。）が行う一定の変更工事について、市町村長等が認定事業所の自主検査結果を活用して、現地に赴かずに完成検査等を実施することができる範囲については、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等についての一部改正」（平成20年1月28日付消防危第16号）により、特定屋外貯蔵タンクのタンク本体及び事業所の敷地外の移送取扱所に係る変更工事にも拡大するとともに、完成検査済証の交付についても、午前中の申請については即日交付するよう努めることについての措置が講じられた。

しかしながら、上述の措置を「消防法の認定制度では、自主検査結果の活用の範囲が限定されており、高圧ガス法のような自主検査が認められていない。したがって、事業者における自主保安の一層の推進を図るため、一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について、安全の確保を前提に検討するべきである。その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認める」と決定した「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）にかんがみると、改正後の自主検査制度についても、まだ不十分であると言わざるを得ない。

本来、自主検査制度とは、認定事業所による自主検査の結果をもって検査済とすべきものである。日常の運転・設備管理に当たり機器・設備等を掌握している事業所自身が、関係法令を遵守し自己責任のもとでこれを行うことで、工期の短縮が図れるだけでなく、事故の発生を未然に防止するなど、事業所における自主保安の一層の推進についても大きな効果が期待できる。

一方、現行制度は、認定事業所が自ら実施した検査結果を活用して検査報告書等を作成し、これを市町村長等が審査した上で完成検査済証を交付する仕組みになっている。上述のとおり完成検査済証の迅速な交付について一定の措置が講じられたが、現行の仕組みにおいては、事業所自身による検査が終了してから設備の使用開始に至るまで一定の時間を要し、経済的な損失をもたらすことへの懸念は払拭できない。

以上のことを踏まえ、危険物施設の変更工事等に係る完成検査等においては、完成検査済証交付の迅速化について一層の推進を図るなど、認定事業所自身による検査終了後速やかに設備が使用できるよう、審査手続の更なる簡素化・合理化

に努めるべきである。また、認定事業所で発生した事故原因等について徹底した調査・分析を行い、その調査・分析結果も踏まえた上で、安全の確保を前提に、認定事業所が検査結果を届け出た時点をもって設備の使用開始を可能とする制度へ移行すべきであるとする。

【具体的施策】

危険物施設の変更工事等に係る完成検査等においては、事業者の負担を軽減するため、市町村等における実態を踏まえながら、安全の確保を前提に、認定事業所における完成検査済証交付の迅速化の推進に一層努めるべきである。**【平成 21 年中措置】**

併せて、認定事業所で発生した事故原因等について徹底した調査・分析を行うべきである。その調査・分析結果も踏まえた上で、安全の確保を前提に、認定事業所が検査結果を届け出た時点をもって設備の使用開始を可能とする制度への変更の是非について検討を行うべきである。**【調査・分析は平成 21 年度開始、以降速やかに検討】**

③ 国、独立行政法人、地方（都道府県、市町村）が同様のスキームに基づき実施する事業の改革

ア 分収林制度により実施する水源林造成事業のスキームの見直しについて

【問題意識】

分収林制度とは、造林・育林の一形態として、造林地所有者、造林者、造林費負担者が契約により当該土地に木を植えて一定期間育て、成林後、木材を販売し、その利益（販売収益）を分収する制度である。我が国では、分収造林を推進するため、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）を制定し、その第1条で「この法律は、分収方式による造林及び育林を促進し、もつて林業の発展と森林の有する諸機能の維持増進とに資することを目的とする」と規定している。

現在のところ、国（官行造林）、都道府県（県行造林等）、市町村（市行造林等）、林業公社（公社造林）、独立行政法人森林総合研究所（旧独立行政法人緑資源機構の機構造林を事情承継）など公的機関が、造林費負担者等として分収林を管理・経営している場合がほとんどであり、例えば、昭和36年に旧緑資源機構の前身である森林開発公団が開始した水源林造成事業については、すべて分収林制度を採用しており、平成19年度までに約45万haの水源林が造成されている。

しかしながら、現在の分収林制度においては、問題点も多いと考える。まず、森林の公益的機能の発揮のため、同様の施業に対して森林整備事業として公的補助による助成の制度が既にあり、分収林制度を並行して存在させる意義は乏しい。また、一般的に造林及び育林に要する資金力がない者に代わって公的機関が管理者となり森林管理のコストを負担することとしているが、施業の都度、公的補助の差額を自ら負担して森林整備・保全義務を果たす造林地所有者と、分収林契約により、後年度の分収時まで金銭的負担がなく、分収割合に応じ、木材販売収益の一部を得られる造林地所有者を比較すると、長期的に見れば、都度自己負担のない分収林契約を締結した造林地所有者の方が利益率や利回りが高くなる可能性があることは、都度自己負担を伴い森林管理を行っている者にとって不公平である。また、造林費負担者は、造林費用を借入金等で賄っているが、木材価格の低迷等により、その多くが森林を伐採し木材販売を完了しても最終的に赤字に陥ることが見込まれるなど、今後も分収林制度を継続・拡大することは、ますます将来の債務を増大させることに他ならない。

時代の変化に伴い、分収林制度のスキームについても不断にかつ柔軟に見直すべきである。

【具体的施策】

(ア) 分収林制度により実施する森林総合研究所の水源林造成事業のスキームの見直し【平成 21 年度措置】

森林総合研究所の水源林造成事業は分収林制度を採用して実施しており、現在、事業開始から 50 年経過し、当時植林した木が成熟しているものの、木材価格低迷等により木材の販売収益により投資の回収も図り得るといふ分収林経営の趣旨が成り立っていないのが現状である。

造林地の経営においては、適正な木材生産・供給によって、森林の公益的機能の発揮も高まることから、単に必要な森林整備を行うだけでなく、森林の状況を見極め適切な木材の生産を行うなど管理経営を総合的かつ適切に行うことが重要である。また、効率的な経営を実施することで、コストの低減が図られ、結果的に分収利益も大きくなる。

したがって、森林の公益的機能の発揮を図ろうとする水源林造成事業についても、分収林制度を採用して管理・経営を行う以上は、分収林制度に基づき締結する分収造林契約を見直し、契約当事者間で収支シミュレーションを行い、より有利な木材価格で伐採・販売を行うといった観点を共有した上で、契約期間の長期化を促進すべきである。

併せて、コスト削減と利益の最大化に向けて、効率的な路網整備など、施業の集約等を一層指向すべきである。